

I 指針が目指すもの ～「創造的な文化を生み出す都市・東京」～

1 指針策定の目的

日本の首都・東京は、1,200 万人以上の人々の生活の場であるばかりでなく、他県からの流入人口が一日 300 万人以上、海外からの訪都外国人数も年間 400 万人を超える世界でも有数の巨大都市として発展し、これまで政治、経済、社会の様々な側面で日本社会全体をけん引してきました。

しかし、我が国においては社会経済の成熟化が進み、社会構造の大きな転換点に差しかかっている現状があり、また、世界ではグローバル化¹が進み、都市間競争が激化しています。海外、特に成長著しいアジアの大都市との都市間競争に遅れをとることは、東京、ひいては日本の地盤沈下を招くこととなります。今後、急速に進行する高齢化と人口減少を乗り越え、東京が、都市間競争に勝ち残り、世界の人々の交流拠点となるためには、経済だけではなく、新たな文化を創造する都市として、世界から注目され、評価されなければなりません。

都市とは、人々が集中して居住し、多くの人々が多様な活動を行い、人や物や情報が集積し交流する場です。東京には、豊かな伝統や歴史があり、多様な文化が存在し、新たな文化が生み出され、多くの人々を引き付ける可能性があります。

一方、東京に暮らす人々が、東京に対する愛着や誇りを持つことは、東京が真に豊かで活力ある都市となるための基盤でもあります。東京において継承されはぐくまれてきた文化は、文化を通じて積極的に自己実現を図る都民はもとより、次代の東京を担う子どもたちにも伝え、発展させなければなりません。

都では、これまで平成 12 年 12 月に策定した「当面の東京都文化政策手法の転換と取組²」に基づき文化施策の展開を図ってきましたが、「文化芸術振興基本法³」の制定や公の施設への指定管理者制度の導入⁴など、文化を取り巻く環境の新しい動向に対応するため、平成 17 年 2 月、都の文化施策に関する幅広い議論の場として、各分野のアーティストや有識者等による「東京都の文化施策を語る会」を設置しました。

-
- 1 世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。
 - 2 文化を取り巻く社会環境の変化や、都の行財政の現状を踏まえ、鑑賞機会の提供から創造環境の整備に取組を移行することや、文化創造活動の場として公共空間を開放することなどを盛り込んでいる。
 - 3 文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 13 年 12 月に制定された。
 - 4 民間企業や民間非営利団体（NPO）が公の施設の管理を代行できるようにした制度。平成 15 年 9 月の改正地方自治法の施行により、受託者が公共団体などに限られていた従来の管理委託制度に代わって導入された。民間手法の活用でサービス向上やコスト削減を図ることを目的としている。

本指針は、「東京都の文化施策を語る会」の提言（平成18年1月）を踏まえ、世界が文化的魅力を感じ、都民が文化的豊かさを誇ることができ、文化創造の基盤が充実した「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指して策定するものです。

2 指針の性格と目標年次

本指針は、平成27年度（2015年度）までのおおむね10年間を展望した都の文化振興の考え方や方向性を示すとともに、文化振興施策の全体像を整理したものであり、今後の文化振興施策の基本となるものです。

なお、社会経済情勢の変化や施策の進行状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。